

文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱 区側案と保護者案による修正案比較表

条項	区側原案（平成16年10月15日）	保護者修正案（平成17年8月22日）	区の検討状況、実施状況	保護者意見	区側要綱（案）（平成18年9月21日）
冒頭 第1	（目的） 本要綱は、平成11年に実施した文京区立さしがや保育園改修工事の際にアスベストのばく露を受けた保育園児及び文京区職員を対象に、健康診断その他の健康対策を実施するにあたって必要な事項を定める。	文京区は、平成11年7月文京区立さしがや保育園改修工事において、適切な注意を欠き、アスベストばく露事故（以下「本件事故」という。）を起こし、アスベストの脱落や剥離という事態を生じさせ、園児及びその保護者に大変ご迷惑をおかけしたことを心からお詫びし、今後このような事態を再び起さないよう再発防止に努めることを誓約し、健康対策を実施する。 （目的） ←	○ 健康対策の実施要綱ですので、お詫びや誓約は、そぐわないと考えます。別途、謝罪する際に触れていきたいと考えます。 ・過去においては、事故発生当時、区長が区報で謝罪しています。 ・健康対策が合意された後、文書の表書きで謝罪を含む区長の謝罪を含む区長の挨拶文を添付することになります。 ・協定書の総則には記載します。	○ 「別途謝罪する際」がいつなのかはっきりしません。本来なら和解が成立した時点で全保護者に謝罪すべきだったのではないのでしょうか？「お詫びや誓約」をここですというより、本要綱の制定趣旨を冒頭に掲げるという意味で提案しています。	（目的） 第1条 この要綱は、区が平成11年7月から平成〇年〇月までの期間に文京区立さしがや保育園（以下「保育園」という。）において実施した改修工事の際にアスベストのばく露を受けた入所児童及び文京区職員（以下「健康対策対象者」という。）を対象に実施する健康診断その他の健康対策について必要な事項を定めることを目的とする。
第2	（台帳） 区長は、健康対策対象者の氏名、生年月日、現住所（住所変更の履歴）、電話番号、FAX番号、メールアドレス、園滞在時間、推定ばく露量及び既往歴を記載した台帳を整備する。	（台帳） 区長は、健康対策対象者の氏名、生年月日、現住所（住所変更の履歴）、電話番号、FAX番号、メールアドレス、園滞在時間、推定ばく露量及び既往歴を記載した台帳を整備し、健康対策対象者全員の生存期間中及び損害賠償に関する時効期間満了時まで保存する。	○ 要綱は、廃止しない限り永続的なものと考えておりますので、期限を設ける必要はないと考えます。 ○ なお、整備及び保存については、明記する方向で考えております。 ○ また、保護者氏名、園滞在日数及び推定リスク値を追加します。	○ 要綱は区の内部規定にすぎず、いつでも改変・廃止が可能です。そうした性質をもっているからこそ、「きちんと運用するから信頼してくれ」的な扱いではなく、明文化することで、縛りかける必要があると考えます。	（専門委員会） 第2条 区長は、健康対策を実施するに当たって必要な事項について、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱（平成16年3月1日15文福育第1599号）により設置する文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）に諮問し、専門委員会の答申に基づいて健康対策を実施する。
第3	（専門委員会） 区長は、健康対策を実施するに当たって必要な事項について、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱（平成16年3月1日15文福育第1599号）に定める文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）に諮問する。	（専門委員会） 区長は、健康対策を実施するに当たって必要な事項について、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱（平成16年3月31日15文福育第1599号）に定める文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）に諮問し、区長の責任を持って、健康対策を実施する。	○ 区長が、健康対策の詳細について要綱を整備し実施することで、実施責任が生じますので、明記する必要はないと考えます。 ・平成16年4月以降、必要に応じ開催し、健康管理手帳の発行や健康リスク・心理相談の実施等に関しての検討を行いました。	○ この一文は冒頭の制定趣旨に入れることで、11月22日の面談時に要望済みです。	（台帳） 第3条 区長は、健康対策対象者及び保護者の氏名、生年月日、現住所及び住所変更の履歴、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、保育園に滞在した時間及び日数、アスベストのばく露を受けた推定量、推定リスク値並びに既往歴を記載した〇〇台帳（別記様式第〇号）を整備し、健康対策対象者全員の生存期間中保存する。
		1 区長は、専門委員会の委員として、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等検討委員会委員及び保護者の推薦を受けたものを委嘱する。委員の改選にあたっては前任者が後任者の推薦をするものとし保護者・本人はその家族等適任者を推薦する事ができる。 2 委員が、本件事故当時同園に在園していた園児の被害回復や健康対策の実施にとって支障ある場合は、本件事故当時同園に在園していた園児やその保護者ら5人以上により、解任及び選任を区長に提案することができる。区長は、その提案到達後3ヶ月以内に、本件事故当時同園に在園していた園児らとその保護者らに、提案のあった旨を告知し園児及び保護者らの意思確認をする書面やeメールアドレスなどへの送信を行うなどし、20人以上の同意ある場合は、解任及び選任を行わなければならない。	○ 専門委員会設置要綱の条項になりますので、実施要綱に登載する考えはありません。	○ 委員の改正に関するところは、委員の設置要綱の方を改正し織り込む方針であることを明記してください。	
第4	（健康管理手帳） 区長は、専門委員会の答申に基づいて、健康対策対象者に対して、アスベストばく露の事実、その期間及び保育園滞在時間等について記載した健康管理手帳を作成し交付する。 2 区長は、健康管理手帳の交付を希望しない者に係る健康管理手帳について、交付の申請があるまで保管する。	（健康管理手帳） ←	・平成16年12月24日に交付を開始し、申請に基づき随時交付しています。	○ 申請主義ではなく全員送付に ○ 亡失の場合の再発行	（健康管理手帳） 第4条 区長は、健康対策対象者に対して、アスベストばく露の事実、ばく露を受けた期間及び保育園に滞在した時間等について記載した健康管理手帳を作成し、交付する。 2 区長は、健康管理手帳の交付を希望しない者に係る健康管理手帳について保管し、交付の申請を受けたときは、交付する。
第5	（健康相談） 区長は、専門委員会の答申に基づいて、必要な健康相談を実施する。	（健康相談） ←	・平成16年5月以降、おおよそ月1回のペースで健康リスク・心理相談を実施しています。		（健康相談） 第5条 区長は、健康対策対象者のうち希望者に対して、健康リスク相談と心理相談を実施する。

条項	区側原案（平成16年10月15日）	保護者修正案（平成17年8月22日）	区の検討状況、実施状況	保護者意見	区側要綱（案）（平成18年9月21日）
第6	（ホームページ） 区長は、専門委員会の答申に基づいて、健康対策に必要な情報を掲載したホームページを開設し、その維持に努める。	（ホームページ） ←	・平成16年1月にホームページを立ち上げました。		（情報の提供） 第6条 区長は、健康対策に必要な情報を掲載したホームページを開設し、健康対策対象者に対する情報の提供に努める。
第7	（はがきの送付） 区長は、健康対策対象者に対して毎年1回、現住所確認を兼ねた相談事項を記入するはがきを送付する。	（はがきの送付） ←	○平成16年4月に実施し、毎年度1回調査を行ないます。 ・はがきが、個人情報保護の観点から、連絡方法として適していないとの意見があったため、名称を調査票に変更し封書等による実施をしたいと考えます。		（調査票の送付） 第7条 区長は、健康対策対象者に対して、毎年1回相談事項や現住所確認を兼ねた調査票を送付し、健康対策対象者の状況の把握に努める。
第8	（健康診断） 区長は、平成31年以降、健康対策対象者を対象とした専門委員会の推奨する健康診断を文京区の費用で実施する。	（健康診断） ←			（健康診断） 第8条 区長は、平成31年以降、健康対策対象者を対象とした専門委員会の推奨する健康診断を実施する。
	2 前項の規定にかかわらず、区長は、専門委員会が必要と認めるときは、平成21年以降、文京区の費用で健康診断を実施する。	2 前項の規定にかかわらず、区長は、専門委員会が必要と認めるときはいつでも、文京区の費用で健康診断を実施する。	○「平成21年以降」を「速やかに」と言う表現に変え、専門委員会の認定に基づき、迅速な対応を行なう考えでおります。		2 前項の規定にかかわらず、区長は、専門委員会が必要と認めるときは、速やかに健康診断を実施する。 3 前2項の健康診断にかかる費用は文京区が負担する。
第9	（費用負担） 区長は、健康対策対象者に悪性中皮腫（胸膜、腹膜及び心膜等）、良性石綿胸膜炎、アスベスト関連肺がん及び将来、医学の発展によってアスベストに関連すると認められた疾患が発症した場合は、 <u>保険診療における一部負担金、休業補償費、葬祭費及び弔慰金</u> などアスベストばく露に伴う関連費用を負担する。	（費用負担） 悪性中皮腫（胸膜、腹膜及び心膜等）、良性石綿胸膜炎、 <u>肺がん及び将来、医学の発展によってアスベストに関連すると認められた疾患が発症した場合、専門委員会（既に解散している場合には新しく組織する。）の最新の知見による判定に基づき、今回の事故に起因しないことが明らかでないかぎり、保険診療における一部負担金、休業補償費、葬祭費、遺族保障費、介護費用及び弔慰金など、アスベストばく露に伴う関連費用を負担する。</u> ↓ （損倍賠償の責任） 悪性中皮腫（胸膜、腹膜及び心膜等）、良性石綿胸膜炎、 <u>肺がん及び将来、医学の発展によってアスベストに関連すると認められた疾患が発症した場合、専門委員会（既に解散している場合には新しく組織する。）の最新の知見による判定に基づき、今回の事故に起因しないことが明らかでないかぎり、相当な慰謝料や、遺族補償費、障害保障費、療養費、療養手当、遺族補償一時金、葬祭料、休業補償費、介護費用などを含む損害の賠償を行う。</u>	○アスベスト関連疾患が発症した場合は、その原因となったアスベストが今回の事故であるかについては、医学的知見を有する専門委員会の判定に委ねるべきと考えます。 ・因果関係については、現時点の医学的見地から、疾患ごとに異なっており、悪性中皮腫とアスベストの関係は90%程度認められておりますが、肺がんは様々な要因を含んでいるため特定できていません。 ・また、悪性中皮腫の認定基準・方法に関しては、法律の制定とともに国で論議されており、区の費用負担の適正さを確保する必要からもその推移を見極める必要があります。	○この項に関しては11月22日面談時に牛島弁護士から申し上げたとおり、判定できない場合がありうることは前提としております。しかし、グレーゾーンの負担を発病し、仕事もできず、治療費の捻出に負われる被害者側に負わせ、他方、故意にも近い重大な過失があった加害者であり、専門委員会にも諮問しうる区に負担させないことは、合理性を欠きます。むしろ、グレーゾーンを区が負担するというルールを定めておくことが、被害者の心理的安定、ストレス軽減の見地からも、重要な健康対策と考えます。さらに、グレーゾーンを区が負担するとなれば、実質的な研究が進むものと期待できますが、そうでなければ、区として、グレーゾーンを狭める動機付けに欠くこととなります。いったん信頼関係が壊れています。区にグレーゾーンの負担がない中でグレーゾーンを狭めようとする努力を区が長年に亘って行うとは信頼できません。さまざまな立法でも、被害者側の立証責任を軽減させてようとしています。（公害健康被害補償法、製造物責任、偽造盗難カードによる引き下ろしの場合など） ○また、国の制度設計は参考にするとしても、文京区は文京区としての制度設計を決断する必要があります。行政が自ら過失を犯したことにに対する責任を追うポイントはまさにここにあります。 「因果関係が判定できない事例に対して補償することについて、一般住民からの監査請求に対して説明がつかなければならぬ」というご説明がありましたが、行政が過去に自ら犯した過失に対する処理であれば、一般住民も納得されるのではないのでしょうか？ ○関連費用は損害賠償として位置づけたい ○右記(2)については、すべて(1)と同様の位置づけにしたい。	（費用負担） 第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、健康対策対象者又はその家族に対し、保険診療における一部負担金、休業補償費、葬祭費及び弔慰金等アスベストばく露に伴う関連費用を負担する。 (1) 健康対策対象者に胸膜、腹膜及び心膜等の悪性中皮腫が発症し、専門委員会の判断に基づき、今回の事故に起因しないことが明らかでないとき。 (2) 健康対策対象者に、アスベストに起因して発症する可能性がある肺がん若しくは良性胸膜炎又は将来医学の発展によってアスベストに起因して発症する可能性があるときと認められた疾患が発症し、専門委員会の判定に基づき、今回の事故に起因すると認められたとき。
			○最新の知見を得るための資料収集等を明記し、迅速かつ正確な判定に努めることと考えます。		2 専門委員会は、前項の判定を正確及び迅速に行うため、常に医学的資料及び判定に要する情報の収集に努め、知見を高めなければならない。

条項	区側原案（平成16年10月15日）	保護者修正案（平成17年8月22日）	区の検討状況、実施状況	保護者意見	区側要綱（案）（平成18年9月21日）
第10	（建築物のアスベスト対策） 区長は、今後、区有・民間の建築物のアスベスト対策を確実に実施することが、被害園児らの発症を防ぐことにつながりうることを認識して、次のとおり、建築物のアスベスト対策を誠実に実行することを誓約する。	（建築物のアスベスト対策） ←	○区有施設のアスベスト対策について、平成17年8月に「アスベスト対策会議」を設置しました。現在、全ての区有施設の目視調査、必要に応じてサンプル調査を実施しています。 ・今後、調査結果に基づき対応を行なっていきます。		（建築物のアスベスト対策） 第10条 区長は、次に掲げる建築物に係るアスベスト対策を行わなければならない。
	1 区有施設における建築・改修回収の場合のアスベスト対策 ア 区有施設については、文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会最終報告書に記載された建築アスベスト対策を誠実に実施する。			○建築物のアスベスト対策は、健康対策の第一の柱です。本要綱からはずすのは適切ではありません。	(1) 区が所有する建築物（以下「区有建築物」という。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの ア 文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会最終報告書に記載された建築アスベスト対策
		ア 区有施設については、常にアスベストを飛散させないための国の最良の作業方法を遵守するとともに、石綿含有建材についても、作業場所の密閉養生をしたうえ、できる限り、一般住民の利用のない状況でおこなうこととする。		○また「アスベスト対策会議」が解散した場合には、対策が継続される保証がありません。	
	イ 石綿吹付け材（含有を含む）及び石綿含有建材については、「区有施設の改築・改修時における石綿処理について」（平成11年8月）の方針に従って、改築・改修時に除去工事を実施する。 中でも仕上げ材料として吹付けを使用しているもの（建設年度から石綿含有の可能性のあるものを含む）については、一層の配慮をして、除去工事を実施する。	イ 石綿吹付け材（含有を含む）及び石綿含有建材については、「区有施設の改築・改修時における石綿処理について」（平成11年8月）の方針に従って、改築・改修時に除去工事を実施する。 中でも仕上げ材料として吹付けを使用しているもの（建設年度から石綿含有の可能性のあるものを含む。）については、一層の配慮をして、 <u>5年を目途に早急に除去工事を実施する。</u>	○全ての区有施設の調査・確認や全体の改修計画等を総合的に検討しますので、期限の設定は難しいと考えます。		イ 「区有施設の改築・改修時における石綿処理について」（平成11年8月）の方針に基づいて、改築時又は改修時に行う石綿吹付け材（石綿を含有するものを含む。）及び石綿含有建材の除去工事
	ウ 「吹付けアスベスト（石綿）対策工事状況」リストを文京区のホームページで公開する。	ウ 区長は、「吹付けアスベスト（石綿）対策工事状況」リストを文京区のホームページで公開する。 <u>解体・改築工事現場に、0・1重量パーセント以上のアスベストが存在する場合、もしくは、その有無が不明の場合は、工事開始の○週間前までに、建物の構造（鉄骨造りや否か等）、アスベストの有無、吹き付けか、含有建材かの区別、そのおおよその量や重量パーセントなどを掲示し、工事終了までその掲示を保ち、もって工事開始前の住民とのリスク・コミュニケーションを可能とすること。</u>	・「文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱」を平成17年9月28日に整備し、環境対策課が指導を行なっております。	○現在の指導要綱では、届出の対象が解体工事のみです。改修工事も含めるべきですので、含めるよう要望します。また、届出対象となる石綿使用状況は、「吹き付け石綿及び石綿を含有する保温材」とされており、成形板などの石綿含有建材が含まれていません。含有建材も解体・改修時に適切な処置をとらないと、石綿を飛散させることになるため、石綿含有建材も届出対象に入れるべきです。石綿含有建材を届け出対象とするよう要望します。	ウ 文京区のホームページにおける吹付けアスベスト（石綿）対策工事状況リストの公開
	2 アスベスト情報の周知・民間工事の場合の指導等について ア 文京区内の建築物について、建築基準法第6条に基づく建築申請があった場合及び同法第6条の2に基づき指定確認検査機関に対して確認申請があった場合には、アスベストを飛散させないための対策への協力を求め、可能な限り指導に努める。	←			(2) 建築物（区有建築物を除く。）の建築又は改修の工事に伴うアスベスト対策で、次に掲げるもの ア 区の区域内の建築物について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく建築申請があったとき又は同法第6条の2に基づく指定確認検査機関に対する確認申請があったときに行うアスベストを飛散させないための対策についての指導
	イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づく石綿含有建築解体工事施工計画の届出があった場合、適切に確認・指導を行うとともに、届出及び作業遵守事項について、窓口、区報、ホームページ等で周知に努める。建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条の解体の事前届出においても同様とする。	←	・「文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱」を平成17年9月28日に整備し、環境対策課が指導を行なっております。		イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づく石綿含有建築解体工事施工計画の届出があったときに行う確認及び指導
		ウ 区長は、「吹付けアスベスト（石綿）対策工事状況」リストを文京区のホームページで公開する。 <u>解体・改築工事現場に、0・1重量パーセント以上のアスベストが存在する場合、もしくは、その有無が不明の場合は、工事開始の○週間前までに、建物の構造（鉄骨造りや否か等）、アスベストの有無、吹き付けか、含有建材かの区別、そのおおよその量や重量パーセントなどを掲示し、工事終了までその掲示を保ち、もって工事開始前の住民とのリスク・コミュニケーションを可能とすること。</u>			ウ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条の規定による解体の事前届出があったときに行う確認及び指導 エ 区報、ホームページ等でのイ及びウに関する届出及び作業遵守事項についての周知

条項	区側原案(平成16年10月15日)	保護者修正案(平成17年8月22日)	区の検討状況、実施状況	保護者意見	区側要綱(案)(平成18年9月21日)
第11	(事務局) 本健康対策の実施に係る事務局は、福祉部保育課に置く。	(事務局) ←	・平成18年4月に組織改正 「福祉部保育課」→「男女協働子育て支援部保育課」		(事務局) 第11条 本健康対策の実施に係る事務局は、男女協働子育て支援部保育課に置く。 (委任) 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。
付則	1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。	1			(付則) この要綱は、平成 年 月 日から施行する。
	2 この要綱を改正する場合は、第3条に定める専門委員会に諮問し、その答申を得て改正する。	2 <u>要綱の改正が被害者の利益であることが判断される場合は</u> 、第3条に定める専門委員会に諮問し、その答申を得て改正する。	○ 要綱の改正が、被害者の利益になるかどうかを、誰がどのように公正に判断するのかわからないため、登載は不適當であると考えます。	○「要綱の改正が被害者の利益であると専門委員会が判断する場合は」という文言に言い換えるよう提案いたします。 ○第3の1・2と連動して位置づけている	